政令第百十四号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十六号、第四条第三項第一号、第八条第九項及び第十項並びに第五十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第八号レを同号ソとし、同号ルからタまでを同号ヲからレまでとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル　樹木採取権

第六条第一項第四号中「租鉱権又は」を「租鉱権、」に、「いう。」を「いう。）又は樹木採取権」に、「租鉱区又は」を「租鉱区、」に、「採石場」を「採石場又は樹木採取権に係る樹木採取区」に改める。

第九条第四項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第十四条の四第一項中「盲人安全つえ」を「視覚障害者安全つえ」に改める。

第十八条第一項第二号中「この条から第十八条の五まで」を「第十八条の四まで及び第十八条の五第二項第一号ロ」に改め、同条第二項第一号中「。以下この条」の下に「、次条第二項第三号」を加え、同項第二号及び第三号イ中「の全て」を削る。

第十八条の二第二項第一号中「以下この条及び次条第一項」を「第三号に規定する自動販売機型輸出物品販売場を除く。以下この条、次条第一項及び第十八条の五」に改め、同項第二号中「この条、次条及び第十八条の四第一項第一号」を「第十八条の五まで」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該販売場において非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場に設置する自動販売機によつてのみ行われる市中輸出物品販売場（以下この条及び第十八条の五において「自動販売機型輸出物品販売場」という。）の許可　当該販売場が第一号イ及びロに掲げる要件を満たし、かつ、一の指定自動販売機（免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）をいう。第十六項において同じ。）のみを設置する販売場であること。

第十八条の二第六項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第十項中「この条、次条並びに第十八条の四第一項第一号及び第四項第三号」を「第十八条の四まで」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十五項中「又は手続委託型輸出物品販売場」を「、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた事業者は、当該許可を受けた販売場に設置する指定自動販売機を変更したときは、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第十八条の五の見出し中「設置する」を「設置しようとする」に改め、同条第二項中「その申請を承認し、又は申請者が次に掲げる」を「次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、法第八条第九項の承認をし、又は当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場（法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。以下この項、次項及び第六項において同じ。）を設置しようとする事業者　当該事業者が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　臨時販売場における免税販売手続に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として財務省令で定める者であること。

ロ　法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は次項の規定により同条第九項の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

ハ　その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

二　一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けている事業者であること。

二　自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者　当該事業者が前号イ及びロに掲げる要件を満たすこと。

第十八条の五第六項中「事業者は、」の下に「当該承認に係る一般型輸出物品販売場若しくは手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場又は自動販売機型輸出物品販売場とみなされる」を加える。

第二十五条の五第一項第一号中「」に係る」の下に「課税仕入れに係る支払対価の額（」を加え、「の百十分の百」を「をいう。同号及び第三項において同じ。）の百十分の百」に、「同項」を「特定課税仕入れに係る支払対価の額（同条第一項」に、「又は保税地域」を「をいう。同号及び第三項において同じ。）又は保税地域」に改め、同項第二号中「法第三十条第一項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

3　法第十二条の四第二項に規定する政令で定める費用の額は、同項に規定する調整対象自己建設高額資産の建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、特定課税仕入れに係る支払対価の額及び保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準である金額（当該調整対象自己建設高額資産の建設等のために要した原材料費及び経費に係るものに限る。）の累計額とし、同項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

第二十八条第一項中「、第三十五条」の下に「、第三十五条の二第一項及び第二項」を加え、「及び第三十九条第六項」を「並びに第三十九条第六項」に改め、同条第二項及び第四項中「いずれかの課税期間」を「課税期間のいずれか」に改める。

第四十条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改める。

第四十八条第二項第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第五十条第二項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（仕入れに係る消費税額の控除の対象外となる居住用賃貸建物の範囲）

第五十条の二　法別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分がある居住用賃貸建物（法第三十条第十項に規定する居住用賃貸建物をいう。以下第五十三条の四までにおいて同じ。）について同項の規定の適用を受けることとなる事業者が、当該居住用賃貸建物をその構造及び設備の状況その他の状況により当該部分とそれ以外の部分（以下この項及び同条第一項において「居住用賃貸部分」という。）とに合理的に区分しているときは、当該居住用賃貸部分に係る課税仕入れ等の税額（法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。次項及び第五十三条の四第二項において同じ。）についてのみ、法第三十条第十項の規定を適用する。

2　居住用賃貸建物が法第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産として同項の規定の適用を受ける場合には、同項第二号に定める日の属する課税期間以後の課税期間における当該居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額についてのみ、法第三十条第十項の規定を適用する。

第五十三条の次に次の三条を加える。

（課税賃貸割合等の計算方法）

第五十三条の二　法第三十五条の二第三項に規定する課税賃貸割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合とする。

一　当該事業者が調整期間（法第三十五条の二第一項に規定する調整期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）に行つた当該居住用賃貸建物（同項に規定する第三年度の課税期間の末日において有している部分に限る。同号において同じ。）の貸付けの対価の額の合計額から、当該調整期間に行つた当該貸付けに係る第四十八条第一項第一号に規定する資産の譲渡等に係る対価の返還等の金額の合計額を控除した残額